

港湾運送事業者に対する行政処分について

近畿運輸局

以下の港湾運送事業者に対し、港湾運送事業法の規定に違反する事実が認められたので、行政処分を行った。

事業者					違反事項		行政処分事項	
港湾名	事業者名	住所	業種	事業の種類 (事業の内容)	違反概要	該当条項	行政処分	行政処分年月日
大阪港	三信海運 株式会社	大阪市浪速区木津川 1丁目6番5号	港湾運送 事業	港 湾 荷 役 事 業 (沿岸荷役限定)	港 湾 運 送 事 業 の 休 廃 止 の 届 出 違 反	港 湾 運 送 事 業 法 第 20 条	許可の取消 処分	令和7年7月9日

【担当課】

海事振興部 貨物・港運課 港運係

TEL：06-6949-6417